

区施設における人身事故の損害賠償について

👉 令和5年3月19日に発生した区施設（京華コミュニティルーム）内での人身事故に係る損害賠償について報告する。

内 容

京華コミュニティルームにおける人身事故に関する「損害賠償の額の決定および和解に関する区長の専決処分について」（昭和37年3月14日議会議決）に基づく損害賠償額の決定の専決処分

1 事故の概要

令和5年3月19日（日）午後0時10分頃、京華コミュニティルーム洋室内において、利用者である相手方が床の腐食している箇所へ左足を乗せた際に、床が抜けて足が引っ掛かり、衣服が破け、左下腿部に縦15cmほどの擦過傷と打撲を負った。
なお、擦過傷については治療後も傷跡が残っている。
本件事故は区が所有する施設に瑕疵があったことから、過失割合は区側が100%である。

2 事件名

国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定に基づく損害賠償事件

3 決定年月日

令和7年3月31日

4 損害賠償額

565,960円（治療費・物損費・慰謝料）
なお、上記損害賠償額は区が加入する特別区自治体総合賠償責任保険から補填される。

5 損害賠償の相手方

東京都大田区西馬込 女性（事故当時の年齢38歳）

6 被害の状況

区 側：なし
相手側：左下腿部擦過傷、打撲